薬害エイズ問題に関する再質問主意書

提出者

Щ

本

拓

薬害エイズ問題に関する再質問主意書

患者 昭 0 和 治 六十年当 療に不可 時 欠であ 非 加 ったとの 熱製剤を薬 回答であ 事 法に基づく禁止 るが、 昭 和六十年 一措置とし 全国 て $\overline{\mathcal{O}}$ 講じ Ш. なか 友病 った 患者が必要としてい 0) は、 非 加 熱製剤 た非 は 加 血 熱製 友病

剤 は第四 因子 製剤が年間一 億単位及び第Ⅳ因子製剤が年間二千万単位との回答である。

三百 単 \mathcal{O} 時 位 これ 点で 万単位 \mathcal{O} 加 は一ヶ月平均一千万単位の必要量である。 も非 熱製剤の |の供給| 加熱製 検定合格 量 教剤を薬 (検定合格量) 事 量 がが 法に基づく禁止 あ 0 たとの が あ り、 事 であ その 措置として講じても当時 いれば、 後九月、 それならば加 昭 十月、 和 六十年八 熱製剤販売開始 十 一 月の 月、 \mathcal{O} 血. 十二月 時点でも遅くとも昭 友 病 患者 で の 昭 の五 は 和六十年八月には二千 一ケ月間 なん 5 木 で七千 和六 5 な + 兀 カン 0 百万 一年 た

か 0 今 たとい 口 \mathcal{O} 口 [答である う趣旨 る の回答はウソであると考えるが 非 加熱製剤 は血友病 患者の 玉 治療に不可欠であった」 \bigcirc 見解を求める。 から薬事 法の禁止措置を取らな は

ばずであ

1 社 理由となる法的根拠が 団法 人日本血 液製剤協会を通じての証 何処にあるのか分からない。 明書添 以付指1 法的根拠が 示が薬事 法における非加 あるなら示してほ 熱製剤の禁止措置を取らな しい。